

令和5年度ナッシーリゾート in 宮崎
ポケふたデジタルスタンプラリー実施業務委託仕様書

1 目的

「宮崎だいすきポケモン」のナッシーとアローラナッシーを活用し、全市町村に設置されているポケふた及びその周辺観光地等の情報を発信するとともに、周遊させる企画を実施することにより、観光誘客及び全県的な観光振興を図る。

2 委託事業名

令和5年度ナッシーリゾートin宮崎 ポケふたデジタルスタンプラリー実施業務

3 委託業務の範囲

県下全市町村に設置されているポケふた及びその周辺観光地等の情報を発信し、周遊させるための企画運営業務。

具体的な業務内容は以下のとおりであるが、さらに、本業務の委託費用の範囲内で、これ以外に効果を得られると考える企画がある場合は、積極的に提案すること。

(1) デジタルスタンプラリー企画

- ・全市町村に設置されているポケふた及びその周辺観光地等を発信し、周遊させるため、スマートフォン・タブレット等を活用したデジタルスタンプラリーの企画及びシステム構築を行うこと。ただし、ポケふた設置場所の位置情報（GPS）をデジタルスタンプラリーのシステムに組み入れることはできないこと。
- ・企画に伴う専用サイトの構築や維持管理、景品応募事務局業務、業務終了後の参加状況等の分析及び報告を含む。
- ・スタンプラリーの実施期間は、令和6年1月下旬から令和6年3月上旬末までを予定しているが、状況に応じ期間の変更があり得る。
- ・スタンプラリーのスポットは各市町村1カ所（ポケふた設置場所）を想定している。
- ・景品については、抽選方式とする。なお、景品表示法の規定に留意すること。

(2) 情報発信

- ・本企画の周知を行うため、チラシやのぼりなどの広報媒体を作成し、配布・設置すること。
- ・既存のパンフレット「宮崎観光ガイドマップ ナッシー版」の内容更新を行い、電子データにより県に納品するとともに、SNS等での発信を行うこと。
- ・メインターゲットは九州内とし、ターゲットを効果的に誘客するための提案を行うこと。
- ・企画提案書には、情報発信の時期や媒体の詳細も明示すること。

4 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

(2) 次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了

解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品（10万円以上の物品）の購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

5 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

6 成果品及び成果報告書の提出

次の成果品について、完成次第速やかに納品すること。また、全ての業務終了後、速やかに成果報告書を提出すること。加えて、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

○印刷物

指定の部数を納品すること。なお、納品場所は以下のとおりとする。

- ・宮崎県商工観光労働部国際・経済交流課
- ・指定の配布場所（配布場所は提案によるほか、別途協議を行うものとする。）

○電子データ

電子データについて、CD-R、又はDVD-Rにて納品すること。なお、広報等のために、必要な範囲内で県が複製、翻案等の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上著作権を県へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に県へ申し入れを行い、了解を得ること。また、著作権を譲渡できない写真・文章等の二次利用については、その都度県と受託者で協議する。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に

応じて県と協議の上、対応することとする。

- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。